

## 先発医薬品をご利用の方へ

令和6年10月から法改正に伴い、後発医薬品(ジェネリック医薬品)が存在するお薬で、先発医薬品(長期収載品)での処方希望される場合は、差額の4分の1を患者自身が負担する特別な料金(選定療養費)が発生します。

### 【計算方法】

$$(\text{先発医薬品価格} - \text{一番高いジェネリック価格}) \times \frac{1}{4}$$

### 【例】



薬剤Aの場合、差額 40円 の4分の1である10円が1錠あたりの特別料金となります。1日 3錠 28日分を処方の場合…  
 $10円 \times 84錠 = 840円$  が通常の患者負担とは別にお支払いいただくこととなります。また課税対象であるため消費税が別途加算されます。

※ 入院患者さんや医療上の必要性があると判断した場合、または後発医薬品の提供が困難な場合は対象外です。